







①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																				III 就学援助率									
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																		(2) ソ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度		
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由な理由が多い者	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めるも	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)					係数(倍率)倍	目安額(年額)万円
		倍	課税所得等の分類	年	月	万円																									
該当団体数	61	41	38	28	26	25	41	16	11	17	17	15	12	17	16	41	13	1	1	9	55	55	55	55	55	1	1	16	9	61	61
福岡県	北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	25	4	431			平成25年4月1日時点の生活保護基準を用いて次のとおり算出する。 基準額 = (A + B) の金額を給与収入と見なし、簡易給与所得表により所得金額に換算した額 A : { (生活扶助第1類 + 生活扶助第2類) × 12か月 + 冬季加算 + 期末一時扶助 } × 1.3 B : (教育扶助 + 家賃 + 基礎控除) × 12か月 + 社会保険料	20%未満	20%未満	
福岡県	福岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.25	総所得(諸控除前)	29	4	241					30%未満	30%未満
福岡県	大牟田市																				1.3	その他	24	4	443(301)		「443」は総収入、「(301)」総所得の基準額。双方とも認定審査に用いるため。	20%未満	20%未満		
福岡県	久留米市	○	○		○		○														1.3	その他	25	4	457		給与収入(税引き前)			30%未満	30%未満
福岡県	直方市	○																			1.2	課税所得	30	6	337					35%未満	35%未満
福岡県	飯塚市																				1.5	総所得(諸控除前)	30	4	389					30%未満	30%未満
福岡県	田川市																				1.3	総所得(諸控除前)	30	3	330					40%未満	40%未満
福岡県	柳川市						○														1.3	課税所得	25	4	304					20%未満	20%未満
福岡県	八女市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(諸控除前)	25	5	328			ア～セに該当する者でもタに該当しない者は除く	15%未満	20%未満	
福岡県	筑後市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	24	4	324		基準根拠 給与収入(税引き前) 基準額の時点 4月～5月申請 前々年度 6月以降 前年度	ア～セに該当するものうち、ソに該当しない者は除く	25%未満	15%未満	
福岡県	大川市	○	○																		1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	316		児童扶養手当金額支給を受けているもの。	25%未満	25%未満		
福岡県	行橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(諸控除前)	26	4	450					25%未満	30%未満
福岡県	豊前市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							児童扶養手当一部支給額の限度額内	15%未満	20%未満		
福岡県	中間市	○	○				○														1.3	総所得(諸控除前)	28	4	292		昨年度も今年度も総所得を基準とし、その後、社会保険料と生命保険料を控除し、算出しています。また、生活保護基準も平成29年度と平成30年度は同じものを用いています。	35%未満	35%未満		



①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																	III 就学援助率																									
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																	(2) ソ、タ、チを選択した場合			(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度																	
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村住民税の非課税	ウ. 市区町村住民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定める)	チ. 特別支援教育費の需要に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠						目安額(年額)	係数(倍率)倍	目安額(年額)万円														
福岡県	芦屋町																			1.3	課税所得	30	4	315											20%未満	20%未満								
福岡県	水巻町																				1.25	課税所得	30	1	275												40%未満	40%未満						
福岡県	岡垣町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.25	その他	30	6	273	総収入-生活扶助基準に定める基礎控除額-社会保険料控除										15%未満	15%未満							
福岡県	逸賀町																				1.35	課税所得	30	4	300													25%未満	25%未満					
福岡県	小竹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.5	総所得(諸控除前)	30	4	313													30%未満	30%未満					
福岡県	鞍手町																				1.5	総所得(諸控除前)	30	6	418														30%未満	30%未満				
福岡県	桂川町	○																			1.5	課税所得	25	4	321														35%未満	35%未満				
福岡県	筑前町	○	○		○		○														1.25	総所得(諸控除前)	30	4	261														15%未満	20%未満				
福岡県	東峰村																				1.3	課税所得	28	1	304														10%未満	15%未満				
福岡県	大刀洗町	○			○	○	○														1	総所得(諸控除前)	30	4	243															15%未満	15%未満			
福岡県	大木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	29	1	300															15%未満	15%未満			
福岡県	広川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	その他	25	4	394	【課税所得等の分類】課税台帳の中で給与・年金の人については、収入額。営業・農業の人については、所得額。													10%未満	15%未満				
福岡県	香春町																				1.3	課税所得	29	12	309														40%未満	35%未満				
福岡県	添田町																				1.2	課税所得	30	4	285															35%未満	35%未満			
福岡県	糸田町	○	○																		1.1	その他	27	11	264	(2) 収入、営業や農業収入等は総所得(諸控除前)													40%未満	40%未満				
福岡県	川崎町										○										1.3	その他	30	4	325	(2) その他 給与収入(税引き前)														50%未満	45%未満			
福岡県	大任町																				1.3	課税所得	30	4	266															35%未満	35%未満			
福岡県	赤村																				1.3	課税所得	30	4	280																40%未満	35%未満		
福岡県	福智町																				1.1	課税所得	29	3	288	第三子以降の有無、母子加算 前年度の基準で計算し、所得超過となった場合は平成25年4月の基準を踏まえて再計算を行う														40%未満	40%未満			
福岡県	刈田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	総所得(諸控除前)	25	4	340																20%未満	20%未満		
福岡県	みやこ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.5	課税所得	30	4	309																	25%未満	30%未満	
福岡県	吉富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	30	4	328																	20%未満	20%未満	
福岡県	上毛町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					20%未満	20%未満			
福岡県	築上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.5	課税所得	24	12	330																		25%未満	20%未満
福岡県	吉富町外一市中学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	30	4	328																		25%未満	30%未満





①都道府県	②市町村名	IV 平成30年度準要保護就学援助額																														(2) 補足事項					
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																			
		(1) 費目毎の援助額																																			
学用品費		新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費															
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		
福岡県	芦屋町					○	15,220								○	40,600													○								学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないものは、学用品費等として定額で支払う。(第1学年:12,990円、第2-6学年15,220円)
福岡県	水巻町					○	15,220								○	40,600												○	20,000								1年生 学用品費 12,990円
福岡県	岡垣町					○	11,420								○	40,600													○	21,490	20,781						平均支給額は29年度の実績に基づいて算出している。
福岡県	遠賀町					○	11,420								○	40,600												○	20,582								支給平均額については29年度実績 ・実費の金額明記箇所は29年度実績。 ・支給平均額が0円の箇所は実績がない。
福岡県	小竹町					○	11,420								○	40,600												○	19,689								
福岡県	鞍手町					○	11,420								○	40,600													○	21,000	20,424						
福岡県	桂川町					○	13,270								○	19,900												○	20,500								
福岡県	筑前町					○	11,420								○	40,600													○	21,490	21,490						支給平均額欄については、30年度予算計上単価による
福岡県	東峰村					○	15,220								○	40,600												○	14,886								
福岡県	大刀洗町					○	11,420								○	40,600													○	21,490	0						
福岡県	大木町			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600															○	17,400	17,400						
福岡県	広川町					○	13,650								○	40,600												○	15,678								
福岡県	香春町					○	11,420								○	20,470												○	21,490								
福岡県	添田町					○	11,100								○	19,900												○	20,933								
福岡県	糸田町	○	12,300							○	19,900																○	22,000									
福岡県	川崎町	○	14,330							○	32,060																○	22,000									修学旅行費については、平成30年度予算に計上した単価を記入している。
福岡県	大任町					○	14,800								○	19,900											○	25,000									
福岡県	赤村	○	13,270							○	19,900																○	20,000									
福岡県	福智町					○	14,780								○	19,900											○	20,447									学用品は一年生については12,610円
福岡県	刈田町					○	11,420								○	40,600											○	21,490									
福岡県	みやこ町					○	11,420								○	40,600											○	20,000									修学旅行費の支給平均額は、30年度予算計上単価
福岡県	吉富町			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600														○	21,490	21,490							
福岡県	上毛町			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600														○	21,190	21,190							
福岡県	築上町					○	11,420								○	40,600											○	250,000									
福岡県	吉富町外一市中学校組合																																			中学校組合のため小学校なし	





①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																												(2) 補足事項						
		(1) 費目毎の援助額																																		
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費										
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
福岡県	芦屋町					○	26,820								○	47,400																				・学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないものは、学用品費等として定額で支払う。(第1学年：24,590円、第2～3学年：26,820円))
福岡県	水巻町					○	26,820								○	47,400											○	54000								1年生 学用品費 24,590円
福岡県	岡垣町					○	22,320								○	47,400											○	57590	55686							平均支給額は29年度の実績に基づいて算出している。
福岡県	遠賀町					○	22,320								○	47,400										○	54939								支給平均額については29年度実績	
福岡県	小竹町					○	22,320								○	47,400										○	55000								・実費の金額明記箇所は29年度実績。 ・支給平均額が0円の箇所は実績がない。	
福岡県	鞍手町					○	22,320								○	47,400										○	56000	56000								
福岡県	桂川町					○	23,760								○	22,800										○	55800									
福岡県	筑前町					○	22,320								○	47,400										○	57590	57590							支給平均額欄については、30年度予算計上単価による	
福岡県	東峰村					○	24,590								○	47,400										○	60000									
福岡県	大刀洗町					○	22,320								○	47,400										○	57590	0								
福岡県	大木町			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400												○	49600	49600								
福岡県	広川町					○	24,550								○	47,400										○	45613									
福岡県	香春町					○	22,320								○	23,550										○	57590									
福岡県	添田町					○	21,700								○	22,900										○	59000									
福岡県	糸田町	○	22,000							○	22,900														○	57000										
福岡県	川崎町	○	25,600							○	46,330														○	58000									修学旅行費については、平成30年度予算に計上した単価を記入している。	
福岡県	大任町					○	25,900								○	22,900									○	55000										
福岡県	赤村	○	23,870							○	22,900														○	60000										
福岡県	福智町					○	26,050								○	22,900									○	55880									学用品は一年生については23,880円	
福岡県	刈田町					○	22,320								○	47,400									○	57590										
福岡県	みやこ町					○	22,320								○	47,400									○	60000									修学旅行費の支給平均額は、30年度予算計上単価	
福岡県	吉富町																																			
福岡県	上毛町			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400											○	57290	57290								町立中学校なし	
福岡県	築上町					○	22,320								○	47,400									○	60000										
福岡県	吉富町外一市中学校組合			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400										○	65000										修学旅行費=平成30年度予算単価	





